

平成30年度 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業 事例集



2019（平成31）年3月
一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

1. シンガポール向け多肉植物の輸出に取組む産地	1
2. EU向けサツキ・ゴヨウマツ苗の輸出に取り組む産地	3
3. 植木のさらなる輸出拡大に取り組む産地	5
4. 英国向け伝統的ツツジ苗の輸出に取り組む産地	7
5. EU・アジア向けケイトウ種子・切り花の輸出に取り組む産地	9
6. 台湾向けナシ穂木の輸出に取り組む産地	11
7. アジア向けデコポン生果実及び加工品の輸出に取り組む産地	13
8. 台湾向けリンゴ生果実の輸出に取り組む産地	15
9. 台湾向けナシ生果実の輸出に取り組む産地	17
10. アメリカ向けカキ生果実の輸出に取り組む産地	19
11. アメリカ向け庄内力キ生果実の輸出に取り組む産地	21
12. 香港・台湾向けブドウ生果実の輸出に取り組む産地	23
13. 台湾・香港向けイチゴ生果実の輸出に取り組む産地	25
14. 中国向けスギ製材板の輸出に取り組む産地	27
15. 台湾向け原木(スギ)の輸出に取り組む産地	29
16. 中国向けトドマツ製材、原木の輸出に取り組む産地	31
17. 農産物販路拡大(海外等)ミーティングでの活動	33
18. 青果物輸出全国マッチングセミナーでの活動	35

苗類

シンガポール向け多肉植物の輸出に取組む産地

【品目】

多肉植物

【主な輸出先国・地域】

シンガポール

【概要】

- ◆ 相談者は、シンガポールで開催されるガーデンフェスタに多肉植物を出品したいので、相談窓口に相談。
- ◆ 専門家がシンガポールの植物検疫条件及び輸出に当たっての植物検疫受検に係る必要な手続等を説明したことにより、円滑な手続及び輸出が実現。



多肉植物の栽培状況

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、シンガポールの関係者から同国で7月に開催されるガーデンフェスタに多肉植物の出品を勧められ、出品のための準備を始めた。
- 相談者は、輸出の経験がないため、植物の輸出に当たって、どのような規制があるのか、どのような手続きが必要なのか等を知りたいので、相談窓口に相談。
- また、今後、他の国等への輸出にも挑戦したいことから、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 植物の輸出について全く知識がなく、検疫の手続きが分からぬ。

【3. 輸出先国の規制等】

○シンガポール向け多肉植物の検疫条件（2018年6月現在）

- ・日本で植物輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要であること。
- ・土壌は輸入禁止であること。土壌に植え付けた状態で輸出する場合には、地下部を薬剤浸漬する必要があること。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○2018年6月

- ・植物輸出検疫手続きの説明。
- ・シンガポールの植物検疫条件の説明。

○2018年7月

- ・シンガポール向けの検査申請等の確認。
- ・植物防疫所による輸出検査の受検及び輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2018年6月

- ・輸出植物検疫の手続き（申請書の提出、植物防疫所への連絡、受検場所等）を具体的に説明。
- ・シンガポールの具体的な植物検疫条件（植物検疫証明書の添付、土壌付着の有無による検疫条件の違い）の説明。
- ・併せて、種苗類の輸出に際しては、植物検疫以外にもワシントン条約、UPOV条約に従って輸出することが求められることを説明するとともに、照会先に関する情報を提供。

○2018年7月

- ・植物防疫所の輸出検査受検に際し、申請書、荷造りの状況等を確認。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○2018年7月に郵便物及び携帯品として、同年8月に郵便物として計3回輸出された。

○相談者は、他国への輸出も検討中。

盆栽

EU向けサツキ・ゴヨウマツ盆栽の輸出に取り組む産地

【品目】

サツキ及びゴヨウマツの盆栽

【主な輸出先国・地域】

EU(ドイツ及びイタリア等)

【概要】

- ◆ 国内市場向けに、盆栽(サツキ及びゴヨウマツ)の栽培を開始。2016年からEU向けに輸出を計画。
- ◆ 輸出の経験がなかったが、専門家が現地に派遣されたことにより、課題の明確化と対応方針の整理が実現。



盆栽生産施設



専門家による現地確認

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、2016年からEU向け輸出を目指し、温室でのサツキ及びゴヨウマツ盆栽の試験栽培を開始。
- 2017年9月、輸出先国の規制について詳細を知るために、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 輸出の経験がなかったため、輸出先国の検疫条件及びそれをクリアするための栽培管理や防除方法(特にセンチュウ及びゴマダラカミキリ)が分からない。
- 植物防疫所へのEU向け盆栽に係る栽培ほ場(施設)の登録申請方法及び2年間の栽培地検査の受検対応が分からない。

【3. 輸出先国の規制等】

○EU向け盆栽の検疫条件（2017年9月現在）

- ・登録ほ場（施設）で2年以上栽培し、その間、植物防疫所による年6回の検査を受検。
- ・高さ50cm以上の棚で栽培。
- ・栽培土の消毒など。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○2017年秋～

- ・2018年度EU向けサツキ及びゴヨウマツ盆栽のほ場登録（施設）に向けての申請手続等の説明。

○2018年1月、センチュウ防除方法等に係るセミナーの開催。



【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2017年9月

- ・EUの植物検疫条件等に関する説明を実施。
- ・栽培管理等問題点の聞き取り。

○2017年12月

- ・EU向けサツキ及びゴヨウマツの検疫条件及び園地登録申請手順等について説明。



○2018年1月

- ・生産者を対象に「輸出盆栽の線虫対策に係るセミナー」を開催し、防除の方法等を説明。
- ・また、輸出先国（特にEU）の植物検疫条件、ほ場登録等に係る事務手続き等について説明。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○2018年3月、植物防疫所にほ場（施設）登録の申請がなされ、2018年4月から、植物防疫所による2年間の栽培地検査が開始される。

植木

植木のさらなる輸出拡大に取り組む産地

【品目】

植木(イヌマキ)等苗

【主な輸出先国・地域】

中國

【概要】

- ◆ 千葉県は2010年より中国向けのイヌマキ苗を中心に輸出額を伸ばしてきている。
- ◆ 生産者の相談対応や研修会に専門家を派遣し、講師として植物検疫条件等を説明したことにより、課題の明確化が実現。



イヌマキのどぶ漬け処理



研修会場の千葉県立農業大学校油井農場

【1. 専門家を派遣した経緯】

○県は、イヌマキ等植木の生産者等の輸出相談体制を構築するため、生産者の個別相談に応じる相談事務所を匝瑳市内に設置し、2017年9月から業務を開始(実務は千葉県園芸協会が受託し実施)。

○県は、個別相談対応のほかに生産者を収集した研修会を年2回程度開催したいので、イヌマキ等植木の輸出検疫に係る講演のため専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

○中国以外の輸出先国の植物検疫条件等が分からず。

○輸出に取り組む新規生産者に対して植物検疫手続等の説明及び指導が必要。

【3. 輸出先国の規制等】

- 中国向け植木の検疫条件（2017年7月現在）
 - ・輸入許可証の取得、土壌の付着の無いこと等。
- 香港向け植木の検疫条件（2017年7月現在）
 - ・輸入許可証の取得、土壌、砂、粘土、ピートの付着の無いこと等。
- EU向け植木の検疫条件（2017年7月現在）
 - ・植物防疫所が登録したほ場での栽培管理、栽培施設へのゴマダラカミキリの侵入防止に係る措置、輸出前の栽培土の除去や消毒措置等の実施。
- アメリカ向け植木の検疫条件（2017年7月現在）
 - ・輸入許可証の取得、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウが発見されなかったほ場又は培養資材での栽培、輸出前に培養資材の除去等。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2017年7月
 - ・諸外国のイヌマキ等植木に係る植物検疫条件の説明。
 - ・サポート事業と県事業との連携等の確認。
- 2018年2月
 - ・生産者に対する研修会に講師を派遣。
- 2018年以降
 - ・千葉県と密に連絡を取り合い、輸出拡大（輸出額・輸出先国）に向けた研修会に専門家を継続派遣。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2018年2月
 - ・生産者等を参考して開催された「植木生産拡大研修会」において、輸出先国ごとの植物検疫条件や植物検疫手続等について講演を実施。
 - ・生産者等からの栽培や手続き等に係る質問に対応。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 生産者の植物検疫に対する理解が深まり、円滑な手続きが実現。
- 順調に中国向け等への植木の輸出が継続されている。

苗木

英國向け伝統的ツツジ苗の輸出に取り組む産地

【品目】

ツツジ苗

【主な輸出先国・地域】

イギリス

【概要】

- ◆ 英園芸協会から伝統的なツツジ苗の寄贈要請があった。
- ◆ 植物の輸出経験がないため、イギリス向けにツツジ苗、穂木を輸出するための条件や手続き等が分からず。
- ◆ 植物検疫に係る専門家を派遣し、植物検疫条件や必要な手続き等を説明して、現在、植物防疫所による2年間の栽培地検査を受検中。
- ◆ また、専門家が産地において栽培管理や病害虫対策等に係る指導を実施。

栽培施設等の状況



【1. 専門家を派遣した経緯】

- 2018年4月、イギリスに伝統的ツツジ苗、穂木を輸出するため、準備を始める。
- 相談者は、植物の輸出経験がないため、どのような規制があるのか、どのような手続きが必要なのか知りたいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 植物の輸出経験がないため、検疫条件や輸出手続きが分からず。
- イギリスに向けた輸出を円滑に行いたい。
- 今後、イギリスのみならず他の国にも輸出したい。

【3. 輸出先国の規制等】

- イギリス向けツツジ苗の検疫条件（2018年5月現在）
 - ・育成圃場で栽培されたこと。
 - ・圃場において複数回の検査を受け、病害虫の病徴、寄生を認めないこと。
 - ・培養資材に植え付けて輸出する場合、植え付け時に適切な処理を行い、植え付け後有害動植物がない状態を保つため適切な措置がとられること。
 - ・輸出時にミナミキイロアザミウマを対象に消毒を実施すること。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2018年5月
 - ・栽培地検査、輸出検査の手順、提出書類の説明。
 - ・イギリス向けツツジ苗の検疫条件の説明。
 - ・栽培地における線虫対策の説明。
- 2018年7月
 - ・苗木育成開始時の検疫条件の確認。
- 2019年3月
 - ・栽培地検査申請書等提出書類等の確認。
- 2019年4月
 - ・栽培地検査受検に際しての管理状況等の確認。
- 2019年7月
 - ・輸出検査申請書等提出書類等の確認。
- 2019年7月
 - ・イギリスに向け輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2018年5月

栽培予定ほ場の確認及び関係者に対して、以下の説明を実施。

 - ・栽培地検査及び輸出検査手順並びに提出書類
 - ・イギリス向けのツツジ苗の検疫条件
 - ・栽培地における線虫対策 等
- 2018年7月

苗木育成開始時ほ場において検疫条件に適合しているか等を確認及び指導を実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 生産者の植物検疫に対する理解が深まり、円滑な手続きが実現。
- 現在、輸出に向けて植物防疫所の栽培地検査を受検中。

花卉類

EU・アジア向けケイトウ種子等の輸出に取り組む産地

【品目】

ケイトウの種子及び切り花

【主な輸出先国・地域】

オランダ(種子)
中国・台湾(切花)

【概要】

- ◆ ケイトウ切り花の生産及びケイトウの育種に取り組んでいるが、今後、海外向けに輸出を検討している。
- ◆ 専門家が植物検疫条件及び輸出手続き等を説明。また、害虫の発生に伴う消毒措置等を指導したことにより、円滑な手続き及び防除が実現。



ケイトウ生産ハウス



専門家による現地サポート

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、ケイトウ切り花を生産しており、その切り花及び種子をオランダ等に輸出する計画を立てた。
- 相談者のケイトウ切り花は、海外バイヤーからの評価が高く、商談も寄せられているが、輸出経験がないため、植物検疫条件や手続きが分からず、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 植物の輸出経験がないため、検疫手続き等が分からない。
- 低農薬、有機栽培を行っており、これに即した病害虫防除の指導が必要。

【3. 輸出先国の規制等】

○オランダ向けケイトウ種子の検疫条件 (2018年6月現在)

- ・日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。

○オランダ、中国、台湾向けケイトウ切り花の検疫条件 (2018年6月現在)

- ・オランダ向けについては、日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。
- ・中国・台湾向けについては、植物検疫証明書の添付が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○ 2018年6月

- ・植物検疫条件及び検疫手続きについて説明。

○ 2018年夏～

- ・低農薬・有機栽培における病害虫防除、栽培管理の実施。

○ 2018年冬以降

- ・輸出先国の要望に対応できる品質を有する種子及び切花の輸出を開始。



【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2018年6月

- ・輸出先国の植物検疫条件等に関する説明及び手続き等を説明。

○2018年7月

- ・アザミウマの発生に伴う防除指導を実施。
- ・切り花のサンプル輸出に向けて、仕向地の植物検疫条件等について説明を実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○アザミウマに対する防除指導を踏まえた栽培管理を実施。

- ・種苗会社等と連携し、輸出に向けて対応を検討中。

穂木

台湾向けナシ穂木の輸出に取り組む産地

【品目】

ナシ穂木

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

- ◆ 台湾バイヤーから商談があり、ナシ苗を育成して、穂木を採取し輸出する計画を立てた。
- ◆ ナシ穂木の輸出に当たっては、ウイルス病検定等が必要であり、どのような手続きをすればよいか分からないので、専門家の派遣を依頼。
- ◆ 輸出に向けて、ナシ苗の大量増殖に取り組み中。



生産園地

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 台湾バイヤーからナシ穂木が欲しいとオーダーがあったことから、ナシ苗の育成を始めた。
- 相談者は、輸出が初めてで、台湾向けナシ穂木の輸出に当たっての手続き等が分からないので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- ウィルス病検定のための台木や指標植物の確保及び検定場所の確保並びに手続き等が分からない。
- ナシ花腐細菌病に係る対応が分からない。
- 日台合同の栽培地検査、輸出検査に係る手続等が分からない。

【3. 輸出先国の規制等】

- 台湾向けナシ穂木の検疫条件（2017年8月現在）
 - ・①ウイルス病検定、②ナシ花腐病対応、③栽培地検査（日台合同）、④輸出検査（日台合同）等日台間合意による条件を満たすことが必要。
 - ・輸入許可証の取得が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2018年11月までにウイルス病検定場所届、12月までにウイルス病検定申請書を植物防疫所に提出。
- 2019年1月、ウイルス病検定のための接ぎ木を実施（接木実施報告書の提出）。
- 2019年1月～3月、ウイルス病検定のための栽培管理。
- 2019年3月～4月、ウイルス病検定の受検。
- 2019年6月まで、栽培地検査申請書の提出（列植図の添付が必要）。
- 2019年7月～8月、日台合同による栽培地検査の受検。
- 2019年11月～12月、輸出検査の受検
- 2019年12月～2020年1月、輸出

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年8月
 - ・台湾向けナシ穂木の検疫条件を具体的に説明。また、輸出に当たっての必要な諸手続について具体的に説明。
 - ・輸出までのスケジュールを専門家が策定し、相談者に説明。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 植物検疫条件やウイルス病検定等の手続きを理解された。
- 母樹となる苗木の入手及び栽培を継続（新たに数百本の苗木を定植）。
- 輸出に向けて、サポートを継続。

青果物

アジア等向けデコポン生果実及び加工品の輸出に取り組む産地

【品目】

デコポン生果実及び加工品

【主な輸出先国・地域】

香港、シンガポール、サウジアラビア等

【概要】

- ◆ アジアや中東諸国へデコポン生果実及びその加工品を輸出したいが、植物検疫に関する知識がないため、規制のない国向けの輸出に挑戦したいとして相談。
- ◆ 専門家を派遣して、課題と対応方針の整理を実施。
- ◆ 課題解決のため、技術的サポートの継続実施。



【1. 専門家を派遣した経緯】

- デコポンを栽培しているが、おいしいデコポン生果実及びその加工品をサウジアラビア等の中東諸国やアジアに輸出したいと考えている。手始めにアジアへ輸出したい。
- 相談者は、輸出先国によって規制等があることを知り、また、農薬の適正使用に関する助言を得るために、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 輸出経験がないため、輸出先国の植物検疫条件が分からず。
- デコポンは、低農薬で栽培しているが、海外の残留農薬基準が厳しいと聞くので、どのように農薬を使用して良いか分からず。

【3. 輸出先国の規制等】

- サウジアラビア向けデコポン生果実の検疫条件（2018年7月現在）
 - ・輸入許可証の取得が必要、植物検疫証明書の添付が必要。
- シンガポール向けデコポン生果実の検疫条件（2018年7月現在）
 - ・日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。
- 残留農薬基準は、輸出先国によって違うが、比較的に日本より厳しい。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2018年7月
 - ・中東及びアジアのデコポン生果実に係る植物検疫条件の説明。
 - ・栽培園地で防除対象病害虫及び使用農薬の聞き取り及び代替農薬の助言を実施。
- 2019年4月～
 - ・ダニや病菌に対する病害虫防除等に関する指導

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2018年7月
 - ・輸出を予定している国の植物検疫条件等の説明を実施。
 - ・輸出を予定している国の残留農薬基準値の説明を実施。
 - ・栽培園地において、病害虫の発生状況等の確認。
- 2019年2月
 - ・輸出に向けた取組状況を確認し、今後の対応等の助言を実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 相談者は、デコポン生果実の出荷可能な数量の確保が困難とし、デコポン加工品(乾果など)の輸出に力を入れていく方針。

青果物

台湾向けリンゴ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

リンゴ生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

- ◆ 台湾向けにリンゴ生果実を輸出するため、生産園地及び選果こん包施設を登録。
- ◆ 台湾側検査官の生産園地及び選果こん包施設の査察が検疫条件となっているが、2016年に輸出を開始して以来、初めて台湾側検査官の査察を受けることとなる。
- ◆ 台湾側からどのような指摘を受けるか不安があるので、査察前に専門家によるサポートを受けたいと派遣を依頼。



(左) 登録生産園地



(右) 登録選果こん包施設

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 2016年から台湾向けにリンゴ生果実の輸出を開始。
- 生産園地及び選果こん包施設の登録後、台湾側検査官の査察を初めて受けた。
- 台湾側からどのような指摘を受けるか不安があるので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

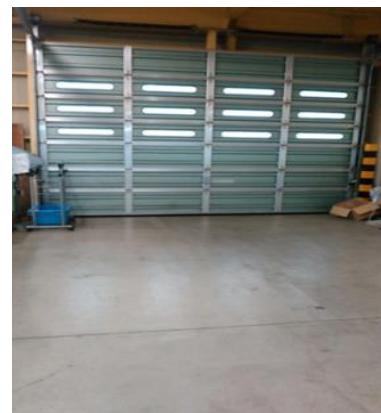
- 生産園地及び選果こん包施設の登録後初めての査察で、不安がある。
- 台湾向けリンゴ生果実の輸出を今後も続けいくため、円滑に査察を受けたい。

【3. 輸出先国の規制(日台間合意事項に基づく主な植物検疫条件】

- 台湾向けリンゴ生果実の検疫条件（2017年10月現在）
 - ・生産園地及び選果こん包施設の登録。
 - ・選果こん包施設内でのモモシンクイガのトラップ調査の実施。
 - ・選果技術員の配置。
 - ・適切な選果及びこん包の実施及び表示の実施。
 - ・台湾側検査官による確認の実施。



(左) 粘着トラップ
(写真中央の黄
色)の設置状況
(選果レーン)



(右) 粘着トラップ未
設置の入口(サポー
ト時に設置を指導)

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2017年10月
 - ・台湾側検査官の査察時に提出する書類の確認。
 - ・査察時の施設側等受検者の対応についての確認。
 - ・登録されている選果こん包施設及び生産園地の確認。
- 2017年10月
 - ・台湾側検査官による査察の受け入れ。
- 2017年10月以降
 - ・台湾向けにリンゴ生果実を輸出

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年10月
 - ・登録されている選果こん包施設及び生産園地について、日台間で合意してい
る検疫条件に合致しているか確認を実施。
 - ・台湾側検査官へ提出する書類等の確認を実施。
 - ・不備事項に係る改善等の指導等を実施。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 査察時に、台湾側検査官から指摘等を受けることなく、終了できた。
- 台湾向けにリンゴ生果実を円滑に輸出できた。

青果物

台湾向けナシ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ナシ生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

- ◆ 二十世紀ナシを中心として、新興、豊水、幸水等の赤ナシ品種を栽培している。
- ◆ 台湾にナシ生果実を輸出するため、生産園地及び選果こん包施設の登録を受けている。
- ◆ 2011年以降、6年ぶりに台湾側検査官による査察を受けることになる。
- ◆ 台湾側からどのような指摘を受けるか不安があるので、査察前に専門家によるサポートを受けたいと派遣を依頼。



選果こん包施設
の全景



選果ライン



登録生産園地



登録生産園地

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 台湾向けナシ生果実の輸出に当たって、生産園地及び選果こん包施設の登録を受けているが、6年ぶりに台湾側検査官の査察を受ける。
- 当該査察に当たって、問題なく対応できるよう専門家による事前の確認及び指導を受けたいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 2011年以降6年ぶりに台湾検査官による査察を受けるが、現場担当となって初めてであり、対応に不安がある。
- 台湾向けナシ生果実の輸出を今後も続けいくため、円滑に査察を受けたい。

【3. 輸出先国の規制(日台間合意事項に基づく主な植物検疫条件】

- 台湾向けナシ生果実の検疫条件 (2017年10月現在)
 - ・生産園地及び選果こん包施設の登録。
 - ・選果こん包施設内でのモモシンクイガのトラップ調査の実施。
 - ・選果技術員の配置。
 - ・適切な選果及びこん包の実施及び表示の実施。
 - ・台湾側検査官による確認の実施。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2017年9月
 - ・台湾側検査官の査察時に提出する書類の確認。
 - ・査察時の施設側等受検者の対応についての確認。
 - ・登録されている選果こん包施設及び生産園地の確認。
- 2017年10月
 - ・台湾検査官による査察。
- 2017年10月以降
 - ・台湾向けナシ生果実の輸出の継続。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年10月
 - ・登録されている選果こん包施設及び生産園地について、日台間で合意している検疫条件に合致しているか確認を実施。
 - ・台湾側検査官へ提出する書類等の確認を実施。
 - ・台湾側検査官から指摘される可能性のある事項(落果果実の処分等)に係る改善等の指導等を実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 2017年10月、台湾検査官による査察が行われ、特に指摘を受けることなく終了できた。
- 台湾向けにナシ生果実を継続して円滑に輸出できた。

青果物

アメリカ向けカキ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

カキ生果実

【主な輸出先国・地域】

アメリカ合衆国(以下、アメリカ)

【概要】

- ◆ 2017年10月、アメリカ向けカキ生果実の輸出が解禁。
- ◆ 県産の品質の良い柿を国際的にアピールする目的の一つとしてアメリカ向けの輸出を計画。
- ◆ 専門家が二国間合意事項に基づく、検疫条件等を説明し、円滑に生産園地や選果こん包施設の登録が実現。



(左)病害虫の発生状況を確認する専門家

(右)関係者に説明する専門家



【1. 専門家を派遣した経緯】

- 当地区は全国的にも有数のカキ生産地であり、既に香港やタイに輸出しているが、国際的なアピールも含め、今回輸出が解禁されたアメリカ向けに輸出することを計画。
- アメリカの要求する植物検疫条件(生産園地及び選果こん包施設の登録、栽培地検査等)をクリアする必要があること、また、アメリカの残留農薬基準に合致した防除が必要であることから、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 新たに輸出が解禁された案件であるため、植物検疫条件クリアのための手続き等が分からず。
- アメリカの残留農薬基準が分からず。

【3. 輸出先国の規制(二国間合意事項に基づく主な植物検疫条件】

- アメリカ向けカキ生果実の検疫条件 (2017年10月現在)
 - ・防除プログラムの作成。
 - ・生産地域及び園地並びに選果こん包施設の登録。
 - ・選果技術員の登録。
 - ・栽培地検査及び輸出検査の実施。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2017年 秋～
 - ・日米二国間合意事項の植物検疫条件の説明。
 - ・アメリカのカキ生果実の残留農薬基準に対応した栽培方法の検討。
- 2018年 春～
 - ・「アメリカ合衆国向けかき輸出検疫実施要領」に基づく手続きの開始。
- 2018年 秋～
 - ・アメリカ向けに輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年10月
 - ・日米二国間合意事項(生産園地及び選果こん包施設の登録、防除プログラムに基づく病害虫防除及び栽培管理、栽培地検査の受検、登録選果こん包施設での選果及びこん包、輸出検査の受検等)について、概要の説明を実施。
 - ・アメリカのカキ生果実の残留農薬基準値の情報を整理し提供。
- 2018年1月
 - ・アメリカ向けカキ生果実の輸出検疫手順の概要を説明。
 - ・アメリカのカキ生果実の残留農薬基準の概要を説明。
- 2018年2月
 - ・残留農薬に関する解説及びアメリカにおける残留分析の方法について説明。
 - ・防除プログラムの作成に係るアドバイスの実施。
- 2018年6月～
 - ・生産園地及び選果こん包施設の登録に係る指導。
 - ・栽培地検査、輸出検査に係る対応の指導。
 - ・登録された生産園地の栽培状況等の確認。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 防除プログラムの認定、生産園地及び選果こん包施設の登録が実現。
- 2018年11月～ アメリカ向けに輸出が実現。

青果物

アメリカ向け庄内力キ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

庄内力キ(平核無力キ)生果実

【主な輸出先国・地域】

アメリカ合衆国(以下、アメリカ)

【概要】

- ◆ 2017年10月、アメリカ向け力キ生果実の輸出が解禁。
- ◆ 新たに解禁された案件であるため、病害虫防除及び栽培管理等に不安があるので、専門家の派遣を依頼。
- ◆ 2018年、輸出が実現。

栽培園地等の状況



【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、輸出に向けて生産地域、生産園地及び選果こん包施設の登録を実施。
- 新たに解禁された案件であるため、病害虫防除及び栽培管理、選果こん包等に不安があること等から「アメリカ合衆国向けかき輸出検疫実施要領」に基づく具体的な対応の助言等をお願いしたいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 新たに輸出が解禁された案件であるため、病害虫防除や栽培管理、選果こん包等の諸条件をクリアすることに不安がある。

【3. 輸出先国の規制(二国間合意事項に基づく主な植物検疫条件】

○アメリカ合衆国向けカキ生果実の検疫条件 (2018年8月現在)

- ・防除プログラムの作成。
- ・生産地域及び園地並びに選果こん包施設の登録。
- ・選果技術員の登録。
- ・栽培地検査及び輸出検査の実施。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○2018年8月

- ・日米二国間合意事項の植物検疫条件の説明。
- ・選果こん包施設の確認。
- ・選果時間の方法等に係る確認。
- ・選果技術員の配置状況の確認。
- ・選果済みカキ生果実の保管状況等の確認。

○2018年11月以降

- ・アメリカ向けにカキ生果実の輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2018年8月

- ・「アメリカ合衆国向けかき輸出検疫実施要領」に基づく、必要な検疫対応等について説明を実施。
- ・登録生産園地における病害虫の発生状況等を確認し、防除等の指導を実施。
- ・登録選果こん包施設について、二国間合意事項に基づく対応ができていることを確認。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○2018年11月に2回輸出が実現。

○次年度以降も継続して輸出することを計画。

○生産地域内において、登録を受ける生産者拡充の推進。

青果物

香港・台湾向けブドウ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ブドウ(シャインマスカット)
生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾及び香港

【概要】

- ◆ 相談者は、試験的に台湾向けにブドウ生果実(シャインマスカット)を輸出したところ、農薬に係る資料の提出を何度も求められ、対応に苦慮。
- ◆ 来シーズンの円滑な輸出を実現するため、課題と対応方針を整理したいので専門家の派遣を依頼。



栽培園地の状況

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、シャインマスカットや巨峰などのブドウを生産している。
- 台湾に試験的にシャインマスカット生果実を輸出、販売したところ、農薬の課題はあったものの好評を得た。
- 2018年も円滑に輸出したいとして、農薬の適正使用に関する助言等を得るために、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- シャインマスカット生果実は、ハウス内で有袋栽培を実施しているが、栽培環境を仕向け国毎に区分することが困難で、台湾及び香港の両国に使用可能な農薬を選定する必要がある。

【3. 輸出先国の規制等】

- 台湾向けブドウ生果実の検疫条件（2019年1月現在）
 - ・日本で輸出植物検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要。
- 香港向けブドウ生果実の検疫条件（2019年1月現在）
 - ・日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2019年1月～
 - ・栽培園地での防除対象病害虫及び使用中の農薬名の聞き取り。
 - ・使用農薬に係る台湾及び香港の残留農薬基準値との照合。
 - ・代替できる農薬等の助言。
- 2019年4月～
 - ・アザミウマやダニ等に係る病害虫防除に関する指導。
- 2019年7月以降
 - ・選果こん包時の付着病害虫の確認及び除去指導の実施。



【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2019年1月
 - ・台湾及び香港の植物検疫条件等に関する説明を実施。
 - ・使用中の農薬に係る台湾及び香港の残留農薬基準値を調べ、代替農薬等の助言を実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- サポート継続中で、今後、病害虫の発生状況(特にアザミウマやハダニ)を踏まえた農薬の適正使用を指導する。

青果物

台湾・香港向けイチゴ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

イチゴ生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾及び香港

【概要】

- ◆ 2017年から台湾及び香港向けにイチゴの栽培を開始。
- ◆ 輸出の経験はなかったが、専門家が現地に派遣されたことにより、課題の明確化と対応方針の整理が実現。
- ◆ 栽培期間中の病害虫発生に伴う専門家の防除指導の実施。



イチゴ生産ハウス



専門家による病害虫の発生状況の確認

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、2017年からイチゴの栽培を開始。生産したイチゴ生果実は、国内販売の他、海外向けにも輸出したい意向。
- 同年9月、輸出先国の植物検疫条件について詳細を知りたいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 輸出の経験がないことから、植物検疫条件等が分からず。
- イチゴ栽培を始めたばかりで、病害虫防除対策の経験がない。
- 高品質なイチゴ生果実の生産、収穫、流通等の体制が確立できていない。

【3. 輸出先国の規制等】

- 台湾向けイチゴ生果実 (2017年9月現在)
 - ・植物検疫条件: 植物検疫証明書の添付が必要。
 - ・残留農薬基準: 一部の農薬で不検出が求められる。
- 香港向けイチゴ生果実 (2017年9月現在)
 - ・植物検疫条件: 日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。
 - ・残留農薬基準: 一部の農薬は香港でリスク評価が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

- 2017年 秋～
 - ・台湾及び香港の植物検疫条件等の説明。
 - ・残留農薬に対応した病害虫防除(総合防除)の実施。
- 2018年 秋
 - ・台湾及び香港向けに輸出を開始。



【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年9月
 - ・輸出先国の植物検疫条件等に関する説明を実施。
 - ・栽培環境等の確認を実施。
- 2017年10月
 - ・イチゴ苗の定植後、専門家による病害虫対策等を含めた栽培指導を実施。
- 2017年11月
 - ・ハダニやコナジラミに係る化学防除のほか天敵利用による生物防除など総合的な防除の取り組みを指導。
- 2017年12月
 - ・一部のハウスで多発したコナジラミの同定及び防除指導の実施。
- 2018年1月～
 - ・次年度の輸出実現に向けた課題の整理(特に栽培方法の再検討)。
 - ・輸出先国の残留農薬基準に対応可能な国内登録農薬及び農薬以外の防除手段等(天敵、物理的防除手段等)に関する情報提供の実施。



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 相談者は、バイヤーと商談中とのことで輸出までは至っていないものの、定植前の土壤消毒等の環境整備や天敵の早期投入など、総合的な防除の実施により病害虫防除対策を講じつつある。
- 今後も専門家が継続してサポートする予定。

製材品

中国向けスギ製材板の輸出に取り組む産地

【品目】

スギ製材板(一部樹皮付き)

【主な輸出先国・地域】

中国

【概要】

- ◆ 中国向けに木材の輸出を計画。
- ◆ 専門家が中国が要求する消毒等について説明するとともに、消毒場所や消毒実施者に係るアドバイスをしたことにより、消毒や諸手続き等を円滑に実施。



輸出予定の木材



消毒のための天幕の被覆

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 中国から木材(製材板)の注文があったが、輸出が初めてで、輸出先国の植物検疫条件等が分からず。
- 消毒(くん蒸)に当たって、消毒方法、実施場所及び実施者が分からず、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 植物検疫条件や検疫受検の手続きが分からず。
- 消毒方法、場所、消毒実施者等が分からず。

【3. 輸出先国の規制等】

○中国向け木材の検疫条件（2018年4月現在）

- ・樹皮付き木材は、日本又は中国輸入時に消毒（臭化メチルくん蒸等）の処理が必要。
- ・日本で輸出植物検査を受検し、植物検疫証明書の添付が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○ 2018年4月

- ・消毒方法（コンテナを利用した臭化メチルくん蒸又は天幕被覆による臭化メチルくん蒸）、消毒場所（土場又はバンニング後のヤード内等）の説明。
- ・消毒実施者（くん蒸事業者）の紹介。

○ 2018年4月

- ・中国に輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2018年4月、以下の説明を実施した。

- ・一般的な木材の消毒方法として、臭化メチルによる天幕くん蒸が望ましい旨の説明を実施。
- ・消毒場所としては、安全対策を考慮し、土場での消毒が望ましい旨の説明を実施。
- ・くん蒸事業者を紹介。
- ・輸出植物検査の受検場所については、安全性の確保や検査の効率性からコンテナ搬入前の土場が望ましい旨の説明を実施。

輸出コンテナへの
積み込み作業



【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○2018年4月に輸出が実現。

○その後も同様の手順により消毒等を実施して輸出が継続されている。

○一方、木材の確保と国内での輸送コストの低減など、新たな課題も生じている状況。

原木(スギ)

台湾向け原木(スギ)の輸出に取り組む産地

【品目】

原木(スギ丸太)

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

- ◆ 植物防疫所の輸出検査で害虫が発見され、不合格となる。
- ◆ 台湾は、木材に対して臭化メチルくん蒸などの消毒を求めていないが、荷主は取引上どうしても輸出したいたいので専門家にサポートを依頼。
- ◆ 専門家が、良材と虫害材の選別を指導し、良材の輸出検査を受けて、合格となり、輸出が実現。



輸出のために土場に集積されたスギ材

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 2017年7月、台湾向けのスギの原木について、植物検疫条件を知りたい旨の問い合わせがあり、専門家の派遣を依頼。
- 同月、植物防疫所の輸出検査の結果、害虫付着により不合格となるが、輸出者は商取引上からどうしても木材を輸出したいたいので専門家に相談。

【2. 産地の課題】

- 台湾の木材に係る検疫条件が分からず。
- 輸出検疫の結果、一部に害虫が付着していて、輸出ができない。

【3. 輸出先国の規制等】

○台湾向け木材の検疫条件: (2017年7月現在)

- ・日本で輸出植物検査を受検し、植物検疫証明書の添付が必要(臭化メチルくん蒸などの消毒の要求はない)。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○2017年7月上旬

- ・台湾の木材に係る検疫条件の説明。

○2017年7月中旬

- ・虫害材と良材の見分け方及び選別方法等の説明の実施。

○2017年7月下旬～8月上旬

- ・台湾への輸出。



【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2017年7月、台湾向け木材の植物検疫条件を説明。

○2017年7月、虫害材と良材の見分け方及び選別方法等について、次の説明を実施。

- ・虫痕やシラフの有無を目視で確認して選別すること。
- ・選別しやすい様に、山の状態でなく平らに並べて行うこと。
- ・選別した良材と虫害材が混在しないよう明確に区分(コンテナ等で仕切ること)すること。
- ・虫害材は、良材への再汚染防止の観点から、速やかに他の場所に移動することが望ましいこと。
- ・選別作業を効率的に実施するため、少量ずつ搬入し、選別、搬出を繰り返すのが望ましいこと。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○コンテナ10本分を選別したところ、コンテナ4本分の良材を確保でき、植物防疫所の輸出検査を受けて、2017年8月1日に輸出が完了。

○輸出者は、継続して台湾に木材を輸出したいとし、今後は、良材を選別してから、植物防疫所の検査を受けるようにすることを計画。

トドマツ製材、原木

中国向けトドマツ製材等の輸出に取り組む産地

【品目】

トドマツ製材、原木

【主な輸出先国・地域】

中国

【概要】

- ◆ 中国向けにトドマツ製材及び原木の輸出を計画。
- ◆ 中国向け木材の植物検疫条件及び必要な手続等を知りたいので専門家の派遣を依頼。
- ◆ 今後、相談者は商談を整え輸出する予定。



原木の消毒予定地の公共土場

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 相談者は、中国向けに北海道産のトドマツ製材及び原木の輸出を計画。
- 2017年12月、中国向け木材の植物検疫条件等及び必要な手続き等について詳細を知りたいので専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

- 中国向け木材に係る植物検疫条件等が分からず。
- 消毒する場合の方法、場所及び消毒実施者等が分からず。

【3. 輸出先国の規制等】

○中国向け木材の検疫条件（2017年12月現在）

- ・トドマツ製材：樹皮の付着がない場合は、日本で輸出植物検査を受検し、樹皮が無い旨を追記した植物検疫証明書の添付（樹皮付着の場合は消毒措置が必要）。
- ・トドマツ原木：中国政府が認める方法（臭化メチルくん蒸処理等）による消毒措置の実施及び消毒措置内容の追記した植物検疫証明書の添付。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

○2017年12月、中国向け木材の植物検疫条件の説明及び消毒基準等の説明。

○2017年12月、消毒場所の確保等のため施設所有者及び消毒実施者との事前打ち合わせ。

○2018年1月以降、植物検疫証明書取得後、バンニングして輸出。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

○2017年12月

- ・中国向け木材の植物検疫条件、消毒基準及び必要な手続等についての説明を実施。
- ・消毒場所の施設所有者の紹介及び打ち合わせの実施。
- ・消毒実施者の紹介及び打ち合わせの実施。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

○輸出は、まだ実現していないが、相談者は、植物検疫条件や消毒方法等を理解。

○また、相談者は中国の需給状況を見据え、今後輸出する予定。

青果物・コメなど

農産物販路拡大(海外等)ミーティングでの活動

【品目】

イチゴ生果実、コメなど

【主な輸出先国・地域】

タイ、香港、シンガポールなど

【概要】

- ◆ 市が中心となって、生産者や仲介事業者、物流事業者などの関係者を参集し、市の特産農産物を海外等へ販路拡大するため、ミーティングを開催。
- ◆ ミーティングに当たって、「輸出先国の植物検疫条件や検査手続等」について、専門家からアドバイスして欲しいので派遣を依頼。
- ◆ 2017年度は、香港及びシンガポール向けに試験輸出。本格的輸出に向けて引き続きミーティングを継続。



ミーティングの風景

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 2017年5月、市は特産農産物等の販路(海外等)を拡大するため、生産者や仲介事業者等の関係者を参集してキックオフミーティングを開催。
- その際、出席者から海外に輸出する場合の植物検疫条件や手続き等について、詳細を知りたいとの意見があつたことから、市は専門家のミーティングへの参加を依頼。
- 植物検疫等に知識のある専門家が、当該ミーティングに継続参加し対応。

【2. 産地の課題】

- 農産物の輸出が初めてなので、植物検疫条件や植物検疫手続き等が分からぬ。
- 福島第一原子力発電所の事故に伴う規制等への対応が分からぬ。
- 更に、集荷、輸送、販売、代金回収等の貿易関係が課題。

【3. 輸出先国の規制等】

- 香港及びシンガポール向けイチゴ生果実及び精米の検疫条件
(2017年7月現在)
 - ・日本で輸出植物検査を受けずに輸出可能。
- タイ向けイチゴ生果実の検疫条件 (2018年3月現在)
 - ・2018年9月から二国間合意事項(生産園地及びこん包施設の登録等)に基づき輸出する必要がある(2018年8月時点で、二国間合意事項は未設定)。

【4. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年7月、第1回ミーティングに参加し、植物検疫条件等の説明を実施。
- 2017年10月、第2回ミーティングに参加し、イチゴ生果実に係る残留農薬基準及び原発事故に係る各国の規制の状況等について説明を実施。
- 2017年11月、第3回ミーティングに参加し、原発事故に係る証明書の取得等について説明を実施。
- 2017年12月、第4回ミーティングに参加し、タイ向け生果実の植物検疫条件の変更に伴う概要の説明を実施。

【5. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

- 2018年1～2月、香港及びシンガポール向けにイチゴ生果実、コメ等を試験輸出できた(最初に植物検疫条件の設定のない国向けをトライアル輸出し、その後、植物検疫条件のある国向けも取り組む予定)。

全品目

青果物輸出全国マッチングセミナーでの活動

【品目】

全品目

【主な輸出先国・地域】

アジア、欧州など

【概要】

- ◆ 2018年7月、青果物全国マッチングセミナーが開催される。
- ◆ 主催者は、輸出に取組み意向のある生産者、農業法人、JA、都道府県及び輸出事業者約180名が参加するセミナーに専門家による植物検疫等についての講演を依頼。
- ◆ 専門家が「農産物の輸出サポート事業について農産物の輸出お手伝いします」と題する講演を実施。
- ◆ また、来場者の個別相談に専門家が対応。



専門家による講演



来場者への相談対応

【1. 専門家を派遣した経緯】

- 2018年6月、セミナー主催者の日本青果物輸出促進協議会から「青果物輸出全国マッチングセミナー」を開催するので、専門家による講演をお願いしたいとの依頼があり、専門家を派遣。
- また、同会場内に専用ブースを設置するので、植物検疫等に関する相談に応じて欲しいとの依頼があり、専門家を派遣。

【2. 産地の課題】

- 植物検疫に関する制度等の周知。

【3. 輸出先国の規制等】

- 輸出先国や輸出品目によって植物検疫条件等が違うので、個別相談時に聞き取りをして対応する。



冒頭挨拶を述べる
斎藤農水大臣(当時)

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

- 2017年7月、専門家が農産物の輸出サポート事業について、「農産物の輸出お手伝いします」と題する講演を実施。
- 2017年7月、専門家が5件の個別相談対応を実施。主な事例は次のとおり。
 - ①相談対応事例1
 - ・相談者: 県及びJAの担当者
 - ・相談概要: タイ向け青果実(19品目)の今後の動向に关心あり。産地の輸出希望を踏まえ、検疫条件等のアドバイスを頂きたい。
 - ②相談対応事例2
 - ・相談者: 市担当者
 - ・相談概要: 県は異なるが地域農産物の輸出に向け、各市協力して活動を行っている。タイ、マレーシア、UAE、インドネシア向けに興味があるので、具体的に話が進めば相談にのって欲しい。
 - ③相談対応事例3
 - ・相談者: 農業関係会社法人
 - ・相談概要: タイ向け輸出に关心がある。農産物が特定された際には、規制等をアドバイス願いたい。

農産物輸出サポート事業事例集

2019年3月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
TEL 03-5294-1520
FAX 03-5294-1525

